

創業連携サポートローン

平成29年9月10日現在

ご利用いただける方	(1)当組合の下記(※)営業区域内において、事業を営んでいない個人または法人等で、創業の具体的な計画を有する方。 (2)当組合の下記(※)営業区域内において、創業後おおむね7年以内の個人事業者または法人等で、事業継続のための運転資金及び設備資金を必要とする方。 (※)営業区域:石巻市、東松島市、登米市、宮城郡松島町、黒川郡大郷町、牡鹿郡女川町、大崎市、遠田郡涌谷町、美里町、本吉郡南三陸町、気仙沼市本吉町(旧気仙沼市の地区を除く) (3)上記(1)または(2)に該当し、当組合と日本政策金融公庫の協調融資が可能である方。 (4)当組合の組合員または新規契約の方。
資金使途	運転資金・設備資金
融資金額	1,000万円以内 尚、本商品は当組合と日本政策金融公庫が限度額2,000万円まで連携する融資となります。
融資期間	運転資金 7年以内 設備資金20年以内
融資利率	当組合所定利率 (※1)当組合新長期プライムレートを基準とした随時変動型金利となります。 (※2)当組合の提携中小企業診断士による「経営相談」、公的機関等の専門家派遣等により創業計画の支援を受けた場合、金利優遇されます。
融資形態	証書貸付
返済方法	元金均等もしくは元利均等返済となります。 尚、2年以内の元金据置が可能です。
担保	原則不要です。 但し、お申込み内容により必要となる場合があります。
連帯保証人	第三者保証人原則として不要です。 ・法人の場合:代表者1名 ・個人事業者:原則として法定相続人もしくは事業承継者等1名 ※「経営者保証に関するガイドライン」(平成25年12月5日経営者保証に関するガイドライン研究会)に則り、誠実に対応するよう努めます。
その他	・お申込に際しては、当組合および日本政策金融公庫の審査がございます。結果によっては、ご希望に沿えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・日本政策金融公庫の融資条件(金額・期間・担保・利率等)は、同公庫の融資条件の範囲内にて決定されます。 ・現在のご融資利率、ご返済の試算、手数料等につきましては、当組合の各営業店までお問合せください。